

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約による理由 | その他必要な事項(備考) |
|---------------------|--------------------------------------|------------|---|--------------|--|--------------|
| 病院総合情報システム(電子カルテ)導入 | 事務部医療情報課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年3月28日 | 日本電気株式会社 京都支社 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 | 448,200,000円 | 医療安全性の向上、機能の充実、業務の効率化等を目途に必要機能の検討及びデータの移行、部門システムとのインターフェース、システムマスタ構築にかかる職員作業負荷量について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダー以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第1項第11号に基づく随意契約とする。 | |

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

| 物品等又は役務の 名称及び数量 | 随意契約担当部課 の名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約によ るとした理由 | その他必要な事項 (備考) |
|--|--|----------------|---|-----------------|--|------------------|
| 病院総合情報シ ステム(クライア ント/プリンタ関 連) 売買 | 事務部医療情報課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5 | 平成30年3月28日 | 日本電気株式会社 京都支社 京都市下京区四条 通烏丸東入ル長刀 鉾町8 | 101,628,000円 | 医療安全性の向上、機能の充実、 業務の効率化等を目途に必要機能 の検討及びデータの移行、部門シ ステムとのインターフェース、シ ステムマスタ構築にかかる職員作 業負荷量について検討を行った結 論を重要視し優先した結果、現行 システムが存在する中、蓄積デー タやノウハウを持つ同システム バージョンアップによる更新が選 定されたことから、当該システム プログラム等の開発元で技術的な 詳細を熟知・精通している選定ベ ンダー以外に業務履行不可能であ り、契約の性質が競争入札に適さ ないため日本赤十字社会計規則第 36条第4項、同施行細則第35条第1 項第11号に基づく随意契約とす る。 | |

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る金額 | 随意契約による理由 | その他必要な事項(備考) |
|---|--------------------------------------|------------|---|-------------|--|--------------|
| 病院総合情報システム(ネットワーク)導入 | 事務部医療情報課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年3月28日 | 日本電気株式会社 京都支社 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 | 96,012,000円 | 医療安全性の向上、機能の充実、業務の効率化等を目途に必要機能の検討及びデータの移行、部門システムとのインターフェース、システムマスタ構築にかかる職員作業負荷量について検討を行った結論を重要視し優先した結果、現行システムが存在する中、蓄積データやノウハウを持つ同システムバージョンアップによる更新が選定されたことから、当該システムプログラム等の開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダー以外に業務履行不可能であり、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第1項第11号に基づく随意契約とする。 | |
| 病院総合情報システム ハードウェアメンテナンスサポート (HW・SW保守) | 事務部医療情報課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5 | 平成30年3月28日 | 日本電気株式会社 京都支社 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 | 16,958,544円 | 電子カルテシステム安定稼働のための保守契約であり、当該システム安定稼働のための保守契約であり、当該業務を安全かつ迅速に行うことを可能とするのは、当該システムプログラムの開発元で技術的な詳細を熟知・精通している選定ベンダー以外に業務履行不可能であることから、契約の性質が競争入札に適さないため日本赤十字社会計規則第36条第4項、同施行細則第35条第1項第11号に基づく随意契約とする。 | |

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

| 物品等又は役務の 名称及び数量 | 随意契約担当部課 の名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約によ りた理由 | その他必要な事項 (備考) |
|--|--|----------------|---|-----------------|--|------------------|
| 病院総合情報シ ステム プログラム・プロ ダクトサポート (HW・SW保守) | 事務部医療情報課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5 | 平成30年3月28日 | 日本電気株式会社 京都支社 京都市下京区四条 通烏丸東入ル長刀 鉾町8 | 25,359,084円 | 電子カルテシステム安定稼働のた めの保守契約であり、当該システ ム安定稼働のための保守契約であ り、当該業務を安全かつ迅速に行 うことを可能とするのは、当該シ ステムプログラムの開発元で技術 的な詳細を熟知・精通している選 定ベンダ以外に業務履行不可能で あることから、契約の性質が競争 入札に適さないため日本赤十字社 会計規則第36条第4項、同施行細 則第35条第1項第11号に基づく随 意契約とする。 | |
| 病院総合情報シ ステムSEサポート (システム保守) | 事務部医療情報課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5 | 平成30年3月28日 | 日本電気株式会社 京都支社 京都市下京区四条 通烏丸東入ル長刀 鉾町8 | 22,032,000円 | 電子カルテシステム安定稼働のた めの保守契約であり、当該システ ム安定稼働のための保守契約であ り、当該業務を安全かつ迅速に行 うことを可能とするのは、当該シ ステムプログラムの開発元で技術 的な詳細を熟知・精通している選 定ベンダ以外に業務履行不可能で あることから、契約の性質が競争 入札に適さないため日本赤十字社 会計規則第36条第4項、同施行細 則第35条第1項第11号に基づく随 意契約とする。 | |